

## 生駒市規則第 4 7 号

生駒市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日

生駒市長 山下 真

### 生駒市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市自転車駐車場条例施行規則（平成 5 年 3 月生駒市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の定期駐車券交付申請書は、利用期間の開始の日（以下「利用開始日」という。）の 7 日（第 3 条に規定する休場日の日数は、算入しない。）前から利用開始日までに提出しなければならない。

### 附 則

この規則は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。